

2面 国側の主張一蹴
3面 「02年に知り得た」
26面 判決要旨
30面 「ふるさと喪失」考慮
31面 少しだけ希望見えた

東京電力福島第一原発事故 2011年3月11日の東日本大震災による地震と津波で、福島第一原発の原子炉6基のうち1・3号機で全交流電源を喪失、原子炉などを冷却できなくなった。1・3号機で炉心溶融が起き、1、3、4号機の原子炉建屋が水素爆発した。大量の放射線物質が放出され、国は福島県の原発周辺市町村に避難指示区域を設定。住民は強制的に避難させられた。対象外の地域から放射線被ばくを避けようと自主避難した人も多い。福島県によると、県内外への避難者数は計約7万人（3月13日現在）。

設するなどの措置を講じていけば津波で浸水することではなく、原発事故を防げた」と判断した。

その上で、対応を怠った東電を「津波対策で経済的合理性を安全性に優先させた」と評されてもやむを得ず、特に非難に値する」と指摘した。

国に対しては「規制権限を行使していれば原発事故を防げた」として、東電と同等の賠償責任を認定。予

見可能性を否定してきた東電と国の主張を退けた。

原告が求めた賠償は「個別に検討することが適切だ」と判断。避難区域から避難した原告72人のうち19人に75万〜350万円、区域外からの自主避難者58人のうち43人に7万〜73万円の損害を認めた。死亡などによる7人を除く他の原告72人の請求は棄却した。

原告側代理人は「東電と

国の責任が同等に認められたことは大きな意味がある。（一部が棄却されるなど）賠償内容は避難の苦痛に対しては十分ではない」と話した。

東電は「判決内容を精査し、対応を検討する」、原子力規制庁は「われわれの主張とは違った判決になった。21日の原子力規制委員会臨時会で対応方針を議論する」と説明した。

予見可能 人災と結論

【解説】東京電力福島第一原発事故の避難者による集団訴訟で、初の司法判断となった17日の前橋地裁判決は、東電と国の「過失」責任を初めて認めた。事実上、原発事故が人災だったと結論付け、原発再稼働を進める原子力行政の行方に警鐘を鳴らした。

判決は争点となった津波の予見可能性について、政府の津波地震に関する長期評価が発表された2002年時点で「予見できた」と認定するなど、原告側の主張をほぼ受け入れた。

その上で、東電が取るべき津波防護対策は「期間・費用の点からも容易であった」と指摘。実施しなかつ

たことを「特に非難するに値する事実」と厳しく批判した。

さらに①安全ではなく経済的合理性を優先させた対応だった②電源車の高台配備やケーブルの敷設といった暫定的な対策する行わなかった③などの辛辣な表現で、前例のない事故を招いた不備と怠慢を強く糾弾した。

国が規制権限の行使を怠ったことには「違法だ」と断言。「過失」を前提に東電と同等の賠償責任も明確にしたとは、原子力災害を一度と招かないためにも極めて大きな意義がある。

判決は、巨大地震と津波

について国と東電が繰り返してきた「想定外」との主張には見向きもしなかった。原子力施設の重大事故は許されないと改めて示したとも受け取れ、東電のみならず全国の電力事業者と規制する国に対し、責任の重さを突き付けた。

原発事故は福島県に暮らしていた人々の古里と営みを奪った。県内の避難指示の解除は進んできたものの、再生の見通しが立たない地域は少なくない。

「過失」がいかに重大な事態を招くのが、国、東電、原子力に携わる事業者は判決の意味をかみしめる必要がある。

（福島総局・阿部真紀）